

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

皇宮警察本部長
関東管区警察局長殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
警察大学校長
科学警察研究所長
東北・中部・近畿・中国四国・九州管区警察局長

警察庁丁総発第39号
令和7年4月1日
警察庁長官官房総務課長

被疑者取調べの監督の実施について（通達）

被疑者取調べの監督については、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「適正化規則」という。）の規定により実施しているところ、その運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「被疑者取調べの監督の実施について（通達）」（平成31年4月26日付け警察庁丁総発第274号）及び「関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べの監督等について（通達）」（令和4年4月1日付け警察庁丁総発第34号）は、廃止する。

記

- 第1 総則（第1章関係）
- 1 留意事項
- 被疑者取調べの監督が、必要な限度を超えて取調べ警察官その他の関係者の業務に支障を及ぼし、又は犯罪捜査の不当な妨げとなったりすることのないよう注意すること。
- 2 定義（第3条関係）
- (1) 被疑者取調べ（第1号）
- ア 「取調べ室」とは、警察施設内に設置された施設であつて、取調べ室又はこれに類する呼称を付され、主として取調べのために使用されているものをいい、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第182条の2第1項に規定する「取調べ室」と同義である。
- イ 「これに準ずる場所」とは、取調べ室の不足等の理由により、一時的に取調べ室の代用として使用した警察施設、拘置所等の施設内の応接室、会議室、警察車両内等をいい、犯罪捜査規範第182条の2第1項に規定する「これに準ずる場所」と同義である。

(2) 監督対象行為（第2号）

- ア 監督対象行為は、飽くまでも不適正な被疑者取調べにつながるおそれがある行為であって、これが行われた被疑者取調べが直ちに不適正な被疑者取調べに該当することを意味するものではない。
- イ 「身体に接触すること」とは、被疑者又は被告人（以下単に「被疑者」という。）を殴打する行為のみならず、被疑者の肩を掴む行為等をいう。
- ウ 「やむを得ない場合」とは、暴れる被疑者を制圧するために必要な場合や急病の被疑者を救護する場合等をいう。
- エ 被疑者の身体に接触する場合以外の「直接又は間接に有形力を行使すること」とは、被疑者に対してノート類を投げつける行為や誰も座っていない椅子を蹴り上げる行為等をいう。
- オ 「殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動」とは、被疑者に対して「自白しないと家族を逮捕する」などと申し向ける行為等をいう。
- カ 「一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること」とは、被疑者に対して床に正座をするよう要求すること等をいう。
- キ 「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること」とは、接見禁止中の被疑者に携帯電話により外部と連絡させたりする行為等をいう。
- ク 「人の尊厳を著しく害するような言動」とは、被疑者やその家族等の身体的特徴をあげつらったり、その信条や思想を侮辱する行為等をいう。

3 取調べ監督官（第4条関係）

(1) 取調べ監督官の指名（第1項及び第11条の2第1項）

- ア 警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）において、取調べ監督業務担当課は、総務又は警務部門に置くこととするが、その際、捜査等の影響等を考慮し、原則として人事・監察部門や留置部門とは分離すること。また、取調べ監督業務担当課（関東管区警察局にあっては、総務監察部警務課）においては、被疑者取調べの監督の実施に当たり、関係部門と連携しつつ、実施要領の作成、実施に必要な指導教養等を行うこと。
- イ 取調べ監督官は、原則として総務又は警務部門の警部以上の階級にある警察官（関東管区警察局にあっては、総務監察部警務課の警部以上の階級にある警察官で人事・監察を担当しない者）とすること。また、副署長を取調べ監督官に充てる場合には、本条第3項の趣旨に反することのないよう、適正な職務執行に努めること。
- ウ 警察本部長若しくは警察署長又は関東管区警察局長は、取調べ監督官の業務を補助する警察官（以下「監督補助者」という。）を指名することとして差し支えない。また、必要に応じて複数名を指名することとして差し支えないが、本条第3項の趣旨に反することのないよう配慮すること。

エ 当直時間帯における取調べ監督官の業務については、警察本部又は警察署の当直責任者をもって監督補助者とすることとして差し支えない。

オ 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合には、捜査を担当する都道府県警察が被疑者取調べの監督の責任を負うこと。

カ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについては、関東管区警察局が当該被疑者取調べの監督の責任を負うこと。都道府県警察の警察官の指揮の下で行われる関東管区警察局の警察官の被疑者取調べについては、当該都道府県警察が当該被疑者取調べの監督の責任を負うこと。

(2) 取調べ監督官の職務（第2項（第11条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））

ア 適正化規則第8条の規定により巡察官が巡察を行う場合及び第10条の規定により取調べ調査官が調査を行う場合においては、取調べ監督官は、これに協力すること。

イ 取調べ監督官が監督すべき取調べは、原則として自所属において実施される被疑者取調べをいう。具体的には、甲警察署の署長の指揮に係る事件の被疑者を乙警察署の取調べ室において取り調べた場合における取調べ監督官は乙警察署の取調べ監督官であり、これを警察本部の取調べ室において取り調べた場合における取調べ監督官は当該警察本部の取調べ監督業務担当課の取調べ監督官である。

ウ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについて、関東管区警察局の取調べ監督官は、当該取調べの場所を管轄する都道府県警察の取調べ監督官と緊密に連携し、第2項各号に掲げる取調べ監督官の職務を行うこと。

(3) 取調べ監督官等の犯罪捜査への従事禁止（第3項）

犯罪捜査と被疑者取調べの監督の分離を明らかにしたものであり、その趣旨を十分に踏まえた上で被疑者取調べの監督に係る事務を行うこと。

4 連絡（第5条関係）

(1) 本条に基づく連絡とは、捜査主任官が被疑者取調べの状況等について取調べ監督官に対して行う連絡等をいう。

(2) 被疑者取調べを指揮する警察署と被疑者取調べの監督を行う警察署とが異なる場合においては、特に、取調べ監督官と捜査主任官の緊密な連絡を保つこと。

第2 被疑者取調べの監督（第2章関係）

1 確認等（第6条関係）

(1) 確認の方法（第1項）

ア 被疑者取調べの状況の確認は、事件指揮簿や取調べ状況報告書の閲覧、取調べ状況を把握するためのシステム（以下「システム」という。）の確認

- 等により、全ての被疑者取調べについて行うことが必要である。
- イ 「その他の方法」には、取調べ室の外部からの視認も含まれるが、視認を行うに当たっては、不定期的な実施に努めること。
- ウ 他所属（警察本部を含む。以下同じ。）で捜査中の事件に係る被疑者の取調べが自所属（警察本部を含む。以下同じ。）の取調べ室で行われる場合、取調べ監督官は、当該他所属の取調べ監督官等と緊密に連絡をとり、関係書類の写しの送付を受けるなどにより、必要な資料の共有に努め、当該被疑者取調べの状況を適切に確認すること。
- エ 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合には、警察法（昭和29年法律第162号）第59条の規定に基づき、被疑者取調べの監督の実施及びその結果について相互に緊密に連絡すること。具体的には、丙県警察の事件に係る被疑者取調べが丁県戊警察署の取調べ室で行われる場合には、同条の規定による都道府県警察間の相互協力の範囲内で、丁県戊警察署の取調べ室に置かれる取調べ監督官が、被疑者取調べの状況の確認を行い、また、当該確認の結果を丙県警察に通知すること。
- オ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについて、関東管区警察局の取調べ監督官が行う確認等のうち視認は、原則として、関東管区警察局の取調べ監督官から依頼を受けた都道府県警察の取調べ監督官が行うこと。また、当該都道府県警察の取調べ監督官は、視認の結果を関東管区警察局の取調べ監督官に通知すること。
- カ 被疑者取調べの実施連絡、確認結果の通知をはじめとする都道府県警察間の連絡については、犯罪捜査共助規則（昭和32年国家公安委員会規則第3号）の規定による共助の依頼を実施するに当たり、各捜査担当部門が共助の連絡を行う場合又は受けた場合に、取調べ監督業務担当課にその旨を連絡することにより行うこと。
- キ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについては、犯罪捜査共助規則に基づき、関東管区警察局の捜査共助の担当者と当該取調べの場所を管轄する都道府県警察の捜査共助の担当者との間で必要な連絡が行われることとなるところ、それぞれの捜査共助の担当者は自らが行った連絡又は受けた連絡の内容をそれぞれの取調べ監督官と共有すること。
- (2) 捜査主任官に対する通知等（第2項）
- ア 「必要があると認めるとき」とは、現に監督対象行為に該当するか判然としなかった際に捜査主任官に所要の業務指導を促すことが適当であると判断された場合等をいう。
- イ 明らかにすべき確認の結果とは、監督対象行為に該当するか判然としなかったこと等をいう。
- ウ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについて、

関東管区警察局の取調べ監督官は、当該取調べの場所を管轄する都道府県警察の取調べ監督官と緊密に連絡し、第2項に定める通知等を関東管区警察局の捜査主任官に対して行うこと。具体的には、当該都道府県警察の取調べ監督官が視認した結果、監督対象行為に該当するかどうか判然としない状況が認められた場合には、当該都道府県警察の取調べ監督官から視認の結果の連絡を受けた関東管区警察局の取調べ監督官は、必要性の有無を判断し、必要があると認めるときは、関東管区警察局の捜査主任官に確認結果を通知すること。

(3) 現に監督対象行為を認めた場合の措置等（第3項）

ア 「その他の措置」とは、業務上の指導を求めること等をいう。

イ 取調べ監督官の措置要求があった場合には、捜査主任官は、その趣旨を踏まえた適切な措置を講じなければならない。

ウ 取調べ監督官は、現に監督対象行為を認めた場合には、本項の規定による措置を求め、又は第4項の規定による措置を講ずるとともに、所属長（警察本部長の指名に係る取調べ監督官にあつては取調べ監督業務担当課の長）まで報告した上、当該措置の内容について取調べ監督業務担当課を通じて警察本部長まで報告すること。

エ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べの視認及び巡察について、現に監督対象行為があると認められた場合には、関東管区警察局の取調べ監督官及び当該取調べの場所を管轄する都道府県警察の取調べ監督官は、相互に連携し、第3項に定める措置を講ずること。また、第3項に定める措置が講じられたときは、関東管区警察局の取調べ監督官は、関東管区警察局長にその旨を報告すること。

(4) 捜査主任官が不在等の際の措置（第4項）

ア 本項は、現に監督対象行為があると認める場合であつて捜査主任官が現場にいないときなど、緊急時における措置の規定である。したがって、これに該当する場合以外の場合にあつては、飽くまでも第3項の規定により捜査主任官に対し措置要求を行わなければならない。

イ 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについて、関東管区警察局の捜査主任官が不在の場合又は当該捜査主任官から要請を受けた場合には、当該取調べの場所を管轄する都道府県警察の取調べ監督官は、第4項に定める措置を講ずること。関東管区警察局の取調べ監督官と当該都道府県警察の取調べ監督官は、緊密に連絡し、個々の事案に応じた適切な措置が講じられるように努めること。また、第4項に定める措置が講じられたときは、関東管区警察局の取調べ監督官は、関東管区警察局長にその旨を報告すること。

2 苦情の通知（第7条関係）

(1) 「苦情の申出」とは、警察法第79条第1項に規定する「苦情の申出」と同

義であるが、同項と異なり、文書によることの要件が規定されていないことから、同項に規定する苦情以外の口頭による苦情のほか、警察本部長、警察署長等宛ての苦情等もこれに該当する。

- (2) 本条は、被疑者取調べに係る苦情を取調べ監督官が把握すべき旨を規定しているものであり、警察法第79条第1項の規定による苦情やそれ以外の苦情の処理の在り方に変更を及ぼすものではない。いずれにせよ、取調べ監督業務担当部門と苦情処理担当部門との間で密接に連携することが必要である。
- (3) 被疑者取調べに係る苦情について、捜査員が申出を受けたときは捜査主任官に、留置担当官が申出を受けたときは留置主任官に、その他の警察職員が申出を受けたときはその上位の職にある警察職員に、それぞれ報告することとし、報告を受けた者は、速やかに、自所属の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知する。当該通知を受けた取調べ監督官は、当該通知が他所属の取調べ室における被疑者取調べに係るものであるときは、当該他所属の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知する。
- (4) (3)の通知を受けた取調べ監督官は、速やかにその旨及びその内容を所属長に報告すること。
- (5) 関東管区警察局の警察官の指揮の下で行われる被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、関東管区警察局の取調べ監督官にその旨及びその内容を通知すること。

3 巡察（第8条関係）

- (1) 「必要があると認めるとき」とは、県下において不適正事案が発生したため、一斉に巡察を行わせるべきであると判断した場合のほか、諸情勢を踏まえ、県下の取調べ室について定期的に巡察を行うべきと判断した場合等をいう。
- (2) 巡察官は、原則として警部以上の階級にある警察官とする。
なお、取調べ監督官が巡察官を兼ねることとして差し支えない。

4 被疑者取調べの状況等の報告（第9条関係）

- (1) 被疑者取調べの状況の報告（第1項（第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））
「その他の方法」とは、システムによる電子データの送付等をいう。
- (2) 取調べ監督官が講じた措置の報告（第2項（第11条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））
報告は、措置要求の内容はもとより、捜査主任官において講じた措置についても行うこと。

5 調査（第10条関係）

- (1) 調査の実施（第1項（第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））
ア 「調査」は、警察として、監督対象行為の有無を確定させるための作用

である。

イ 「その他の事情」とは、公判廷における被疑者の証言等をいう。

ウ 警察本部長又は関東管区警察局長は、事実確認の結果を踏まえて調査の要否を判断すべきであるところ、事実確認の結果、監督対象行為に該当する行為が存在しないことを疎明する客観的な資料がある場合を除き、調査を行うことが適当である。

エ 取調べ調査官は、原則として警視以上の階級にある警察官とする。

オ 当該調査が監察部門が行う調査と競合した場合は、警察本部長又は関東管区警察局長の指揮監督の下、監察部門と緊密に連携を図ること。

カ 捜査を担当する都道府県警察と取調べ場所を管轄する都道府県警察とが異なる場合で、取調べ場所を管轄する都道府県警察における調査が実施されるときは、当該調査が果たされるよう、捜査を担当する都道府県警察において、これに適切に協力するものとする。

(2) 警察署長等に対する資料提出要求等（第2項（第11条の2第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））

「その他の警察職員」とは、取調べ補助官等をいう。

(3) 調査結果報告書の作成等（第3項（第11条の2第3項の規定により読み替え適用する場合を含む。））

ア 「必要があると認めるとき」とは、被疑者取調べの適正化に資する観点（第1条）から必要があると認める場合をいう。

イ 「関係部署」とは、監察部門や各捜査部門の業務指導担当課を想定しており、これらの部署において、調査結果に基づき、所要の措置がとられることとなる。もとより、本条第1項の規定による調査及び本項による結果の通知については、これらの関係部署と密接に連携する必要がある。

ウ 調査結果報告書は、警察部内の報告書であって、捜査書類ではないものの、公判において立証上必要があるときは、その謄本等を送致して差し支えない。

第3 雑則（第3章関係）

皇宮護衛官は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の生命、身体若しくは財産に対する罪、皇室用財産に対する罪又は皇居、御所その他皇室用財産である施設若しくは天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の宿泊の用に供されている施設における犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う（警察法第69条第3項）こととされていることから、適正化規則第2条から第11条までの規定について所要の読替えの上、これを準用することとされている。